

令和６年度（令和５年度実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考の出願状況について

1 実施内容

(1) 募集期間

- 令和５年４月１７日（月）～令和５年５月１６日（火）

(2) 第１次選考

- 実施日 令和５年７月２２日（土）
- 会場 筆記試験は仙台第一高等学校、仙台二華中学校・高等学校、工業高等学校、第二工業高等学校（以上県内会場）、東京大学駒場キャンパス（東京会場）

(3) 第２次選考

- 実施日 令和５年９月５日（火）～７日（木）、１１日（月）～１３日（水）のうち１日
実技試験８日（金）
- 会場 総合教育センター

2 出願申請状況

(1) 出願申請者数

	全体	小学校	中学校	中・高	高等学校	養護教諭	栄養教諭
採用予定数	415名程度	230名程度	100名程度	中高に含む	80名程度	5名程度	若干名
申請者数 (前年比)	1,511名 (-137)	353名 (-73)	275名 (-32)	345名 (+16)	390名 (-31)	129名 (-10)	19名 (-7)
うち新卒者数 (前年比)	576名 (-15)	197名 (+2)	113名 (-16)	115名 (+26)	123名 (-16)	21名 (-6)	7名 (-5)
倍率	3.6	1.5	2.8	—	4.9	25.8	—
R5出願倍率	3.3	1.7	2.0	—	4.2	27.8	—
R5実質倍率	2.6	1.4	2.6	—	3.6	14.3	—

※小学校には、地域枠（25名）、特別支援学校枠（46名）、英語枠（10名）の出願者数を含む

※中学校、中・高、高等学校には、特別支援学校枠（中学校33名、中・高39名、高等学校19名）の出願者数を含む

※中・高については、中学校、高等学校の採用予定者数に含む

(2) 出願状況の特徴について

①全体の出願者数は減少も、出願倍率は0.3ポイント上昇

全体の出願者数の減少は、近年、講師の正規化等を進めていることから、講師を続けながら教員採用選考を受験する既卒者層が減少したことに伴うものと考えられる。出願者数は減少したものの、採用予定人数が前年度より減少したこともあり、全体の出願倍率は3.6倍と前年度から0.3ポイント上昇した。

②新卒者の出願者数は昨年度と同等

新卒者の出願者数は昨年度と同等であり、その中でも、小学校、中・高の区分で増加した。特に、小学校は、出願者数に占める新卒者の割合が56%と、昨年度の46%から10ポイント上昇した。

各大学へ出向いての説明会や、個別相談、オンライン説明会での、教職の魅力発信、本県の働き方改革の取組紹介などを通して、大学等への働きかけを積極的に行ったことによって、22歳人口が減少を続けている中で、一定数の教職志望者を確保することができたと考えられる。

令和6年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

I 入学者選抜方針

宮城県立中学校における入学者選抜は、中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 県立中学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、小学校にあつては調査書等作成のための委員会を、県立中学校にあつては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 選抜方法

- (1) 入学者の選抜に当たって、県立中学校長は、調査書及び適性検査の結果に基づき、出願者の能力や適性等を総合的に審査するものとする。
- (2) 適性検査
 - イ 検査は、総合問題、作文及び面接とする。
 - ロ 総合問題は、与えられた課題を理解し、これまでの体験や身に付けてきた力を基に、論理的に考え、的確に判断し、解決する力や表現する力等をみるものとする。
 - ハ 作文は、与えられた課題について、自分の考えや思いなどを的確にまとめ、文章で表現する力をみるものとする。
 - ニ 面接は、志願理由書を参考資料として、志願の動機や学習への関心・意欲、長所等を多面的にみるものとする。

II 入学者選抜概要

[1] 募集

1 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が、宮城県立中学校（以下「県立中学校」という。）の入学者選抜に出願することができる。

- (1) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校」という。）を令和6年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者
- (2) 宮城県内に居住している者、又は入学時までには居住する見込みの者

2 募集定員

宮城県仙台二華中学校	105名
宮城県古川黎明中学校	105名

3 通学区域

宮城県全域

[2] 出願の手続

1 出願

県立中学校への出願は、1校に限る。

なお、仙台市立仙台青陵中等教育学校へ出願する者は、県立中学校へは出願できない。

2 出願書類の提出

出願者は、写真票・入学願書・受検票、志願理由書、調査書（在籍する小学校長が作成）、受検票送付用封筒及び結果通知用封筒を入学を希望する県立中学校長に提出する。

また、入学願書には入学者選抜手数料として宮城県収入証紙（2,200円分）を貼付する。

3 県外からの出願

県外に住所を有する者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、本県内の県立中学校に入学を希望する場合は、県外からの出願承認願を出願予定の県立中学校長に提出し、承認を受ける。承認を受けた後に、県立中学校に出願することができる。

(1) 住所の異動によるもの

- イ 保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合
- ロ その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外勤務等に伴って、県内に居住する保護者に準ずる者に当該児童の保護を託す場合等）

(2) その他

上記(1)のほか、県外に住所を有する者で、当該中学校に就学することが特にやむを得ないと認められる場合

[3] 適性検査

1 検査場

検査場は、次のとおりとする。ただし、出願者が多い場合は、他の会場で適性検査を実施することがある。

宮城県仙台二華中学校 ――― 宮城県仙台二華中学校・高等学校

宮城県古川黎明中学校 ――― 宮城県古川黎明中学校・高等学校

2 検査の方法

(1) 検査は、総合問題（筆記及び外国語（英語）のリスニング）（60分）、作文（40分）及び面接とする。

(2) 検査問題作成の方針

イ 総合問題は、与えられた課題を理解し、これまでの体験や身に付けてきた力を基に、論理的に考え、的確に判断し、解決する力や表現する力等をみる。

ロ 作文は、与えられた課題について、自分の考えや思いなどを的確にまとめ、文章で表現する力を見る。

ハ 面接は、志願理由書を参考資料として、志願の動機や学習への関心・意欲、長所等を多面的にみる。

[4] 選抜方法

入学者の選抜に当たっては、調査書及び適性検査（総合問題（筆記及び外国語（英語）のリスニング）、作文及び面接）の結果に基づき、出願者の能力や適性等を総合的に審査する。

[5] 選抜に関する日程

事 項	期 日	備 考
県外からの出願承認願の受付	令和5年 10月30日(月)～ 11月24日(金)午後3時	受付時間は、午前9時から午後4時（最終日は午後3時）までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
出願書類の受付	令和5年 11月27日(月)～ 12月1日(金)午後3時	受付時間は、午前9時から午後4時（最終日は午後3時）までとする。
適性検査	令和6年 1月7日(日)	総合問題（筆記及び外国語（英語）のリスニング）（60分）、作文（40分）及び面接とする。
選抜結果通知書の発送	令和6年 1月15日(月)午後4時	本人及び在籍小学校長へ郵送する。
入学確約書の受付	令和6年 1月17日(水)～ 1月22日(月)午後3時	受付時間は、午前9時から午後4時（最終日は午後3時）までとする。郵送する場合は、簡易書留速達扱いとする。
欠員補充による合格者の意思確認	令和6年 1月23日(火)～ 2月9日(金) (ただし、土曜日、日曜日を除く。)	欠員が生じた場合、あらかじめ定めた補欠予定者の中から充てる。

高等学校等就学支援金の受給資格認定に係る不適切な事務処理について

1 学校名 宮城県工業高等学校

2 概要

- 令和4年度第1学年生徒の授業料に係る「高等学校等就学支援金」の受給資格の認定において、一部の世帯の所得確認に必要な手続を怠ったまま不認定とした等の不適切な事務処理があった。
- 5月中旬、他校に在学する兄弟がいる世帯から当該校に対し、学校により認定結果が異なるのは何故かという問合せがあり、当該校全生徒の認定状況を点検したところ、その事実が発覚した。

<点検結果>

	認定	不認定
令和4年7月認定分（正）	716件	48件
令和4年7月認定分（誤）	713件	51件
	3件	△3件

3 要因

- 就学支援金の受給資格は、世帯所得を基準に照らし合わせて判定を行うが、新たにシステムが導入される中、担当者は、操作に不慣れなこともあり、一部世帯の所得確認に必要な手続を怠ったまま、保護者に対し不認定通知を発出した。
- 学校内での書類に対するチェックが十分ではなく、担当者の手続の不備に気づかないまま、事務処理が行われた。

4 対応

- 全ての就学支援金の受給に関する審査を改めて行い、新たに認定となった世帯に謝罪と経緯の説明を行った。
- 今回の件に関して、保護者に対し文書でお知らせするとともに、授業料の納入が不要となった世帯に対し、授業料の返還を行った。
- 全ての県立高等学校に対して、保護者等から提出された書類やシステムへの入力状況を含めた就学支援金に関する点検を実施した結果、同様の事案は確認できなかった。

5 再発防止策等

- 県教育委員会において、校内での確認体制を整備するとともに、定期的に高校財務・就学支援室職員による実地検査を実施し、適正な事務処理に向けた指導助言を行う。

宮城県指定無形文化財の保持者認定解除及び指定解除について

平成２２年１１月２日付けで宮城県指定無形文化財（工芸技術）に指定した
しょうあいぞめ
正藍染について、令和５年５月２５日に保持者 千葉まつ江氏が死去したことに伴
い、文化財保護条例（昭和５０年宮城県条例第４９号）第１７条第５項の規定によ
り、同日付で保持者の認定が解除され、併せて指定が解除されたもの。

1 指 定 名 称	正藍染
2 指 定 年 月 日	平成２２年１１月２日
3 保 持 者 氏 名	千葉まつ江
4 保 持 者 住 所	栗原市栗駒文字鍛冶屋１１２
5 保 持 者 認 定 年 月 日	平成２２年１１月２日
6 指 定 ・ 認 定 解 除 年 月 日	令和５年５月２５日
7 指 定 ・ 認 定 解 除 理 由	保持者死去による